

大阪府化製場等に関する法律施行条例

(法第八条の施設の構造設備の基準)

第九条 法第八条に規定する製造の施設又は貯蔵の施設の構造設備の基準については、別表第一の規定(化製場に関する部分(貯蔵の施設にあつては、化製室に関する部分を除く。)に限る。)を準用する。この場合において、同表の規定中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。

別表第一(第四条関係)

区分	要件
化製場	<p>1 次に掲げる要件を備える原料貯蔵室及び化製室が設けられていること。</p> <p>一 床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で造られ、かつ、適当な勾こう配及び排水溝が設けられていること。</p> <p>二 内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも一・二メートルまで不浸透性材料で腰張りされていること。</p> <p>三 採光設備及び洗淨用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>四 防臭装置を備えた排気設備その他臭気を処理することができる適当な設備が設けられていること。</p> <p>五 昆虫の出入りを防止することができる網張りその他の設備が設けられていること。</p> <p>2 次のいずれかに該当する汚物処理設備が設けられていること。</p> <p>一 汚物だめ(不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられているものに限る。以下同じ。)及び汚水の浄化装置</p> <p>二 汚水を終末処理場のある下水道と直接流出させることができる場合にあつては、汚物だめ</p> <p>3 汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬出し、又は搬入する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透製材料で覆われていること。</p> <p>4 原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通じる排水溝(不浸透性材料で造られ、</p>

		<p>かつ、適当な覆いが設けられているものに限る。以下同じ。)が設けられていること。</p> <p>5 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p>
死亡獣畜取扱場	死亡獣畜の解体を行うもの	<p>1 次に掲げる要件を備える解体室が設けられていること。</p> <p>一 床は、不浸透性材料で造られ、かつ、適当な勾こう配及び排水溝が設けられていること。</p> <p>二 内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも一・二メートルまで不浸透性材料で腰張りされていること。</p> <p>三 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>2 次のいずれかに該当する汚物処理設備が設けられていること。</p> <p>一 汚物だめ及び汚水だめ(不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられているものに限る。以下同じ。)</p> <p>二 汚物だめ及び汚水の浄化装置</p> <p>三 汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合にあつては、汚物だめ</p> <p>3 汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面で、汚物を搬出し、若しくは搬入し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で覆われていること。</p> <p>4 解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通じる排水溝が設けられていること。</p> <p>5 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p>
	死亡獣畜の埋却を行うもの	立札、障壁その他当該埋却を行う区域が埋却場である旨及び当該区域を明示する設備が設けられていること。
	死亡獣畜の焼却を行うもの	<p>1 完全に燃焼させることができる構造の焼却炉が設けられていること。</p> <p>2 燃焼により発する臭気を処理することができる適当な高さの煙突が設けられていること。</p>